

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第25回

WTO加盟に伴う中国技術輸出入管理法規の改正及び その中国技術導入の実務に及ぶ影響(その1)

黒田法律事務所 黒田 健二、呉 強

Kenji Kuroda, Wu Qiang / Kuroda Law Offices

前3回の記事では、中国のWTO加盟に伴って中国外商投資企業法令の改正及びその実務に及ぶ影響を中心に重要な問題点を取り上げた。中国のWTO加盟が外商投資企業法令に大きな影響を与えたのみならず、多方面において中国の法制に多大な影響を及ぼしたのは、言うまでもない。実は2000年から中国の中央政府(全人代常務委、国務院)、国務院の所属部門および省レベルの立法機構は、WTO加盟の動きに応じてWTOの規則及び中央政府の加盟交渉時に各国と合意した約束に従って系統的に各種の法律、行政法規、規則及び地方法規を整理し、法整備を急いできた。とくに、昨年12月の中国WTO加盟の正式確定の前後に、中国政府はWTOの規則及び国際慣例に即して一連の法令を改正し、さらに新たな法令を發布した。これによって、中国における法整備は一つのピークに達したといえる。

WTOへの加盟を背景に2001年12月10日に国務院が新たに「中華人民共和国技術輸出入管理条例」(以下「技術輸出入管理条例」という)を發布し、同時に過去の技術導入および技術契約に関するいくつかの行政法規を廃止した。新しい「技術輸出入管理条例」は2002年1月1日から実施されたが、その実施が中国における技術導入の実務に与える影響は大きいと予想される。これからの連載は、技術導入の重要な改正点及びその実務に及ぶ影響を中心に展開したいと思う。

中国企業が外国企業から技術導入する際の規定にはどのようなものがあるか

Q1 日本企業A社は中国でファーストフードチェーン店を経営するために、2001年に中国国有企業B社と合弁会社C社を設立しました。A社は合弁会社C社のファーストフード技術と製品品質を維持するために、2002年にC社とフランチャイズ契約(中国語で「特許経営合同」という)の締結を通じて、自社所有のファーストフード生産技術をC社に使用許諾しようと計画しています。技術導入に関する中国の立法状況はどうなっているでしょうか。

A1 中国は国内の科学技術の進行と対外技術導入を促進するために、1980年代以来、対外開放政策に伴って、技術導入に関する一連の法律を制定しました。契約に関する規定は、いままで経済契約法、涉外経済契約法及び技術契約法の三つの法律が存在しましたが、1999年、経済貿易の発展の要求に応じて、統一的な契約法(1999年3月15日第9期全国人民代表大会第2次会議採択、同年10月1日施行)が発効しました。

また、1994年発布し、実施した対外貿易法の技術導入に関する規定は、技術導入を行う際に遵守すべき主要な法律です。国務院が「技術輸出入管理条例」を発布する前の技術の導入にかかわる主な法律、法規は、契約法、対外貿易法その他、「中華人民共和国技術導入契約管理条例」(以下「技術導入契約管理条例」という)(1985年5月24日国務院公布、同日施行)、「中華人民共和国技術契約管理条例施行細則」(以下「管理条例施行細則」という)(1987年12月30日国務院承認、1988年1月20日対外貿易経済合作部公布、同日施行)、「技術導入契約の締結及び審査許可の指導原則」(1990年1月22日対外貿易経済合作部通知)、「技術導入および設備輸入貿易業務管理暫定施行弁法」(1996年3月22日対外貿易経済合作部公布、同日施行)、「技術導入作業暫定弁法」(1987年6月25日国家科学委員会公布、同日施行)等がありました。

しかし、2001年12月10日国務院により発布された「技術輸出入管理条例」及び2001年12月30日対外貿易経済合作部により発布された「中華人民共和国技術輸出入契約登記管理弁法」(以下「技術輸出入契約登記管理弁法」という)の今年1月1日からの実施により、前記の法規が廃止されたか、または新法規と一致していない前の法規の規定が無効になりました。

よって中国国内の会社、企業、団体または個人(以下「受領者」という)が、国外の会社、企業、団体または個人(以下「供与者」という)から技術を取得する時、対外貿易法、「技術輸出入管理条例」及び「技術輸出入契約登記管理弁法」の規定を遵守しなければなりません。

なお、中国側の技術導入企業が技術使用料等を海外に送金するときには、関連税法、外国為替管理法等も遵守しなければならないのはいうまでもありません。

新「技術輸出入管理条例」は旧法と比べてどうちがうのか

Q2 A社は、2002年1月1日から中国で「技術輸出入管理条例」が実施されたと聞いていますが、旧法と比べてどのような重要な改正点があるのでしょうか。

A2 前述したように、中国では、外国からの技術導入及び技術導入契約について、従来から

契約法、対外貿易法その他、主に「技術導入契約管理条例」及び「管理条例施行細則」等の技術導入に関する幾つかの行政法規、規則により規制されていました。しかし、「技術輸出入管理条例」及び「技術輸出入契約登記管理弁法」は、技術導入の法規制についていくつかの重要な改正が行われました。

1. 過去の「技術導入契約管理条例」及び「管理条例施行細則」は従来から中国の技術導入管理の重要法規である。当該二つの法令では、技術導入契約の内容について、無効条項、契約期間、秘密保持期間、ライセンサーの保証責任等がさらに詳しく規制されていた。当該二つの法令は、中国における技術導入について許可制を取っており、かつライセンサーに負担させる義務があまりにも多く、WTO及び国際慣例に合致していないため、従来から諸外国により厳しく非難されている。

中国は、WTO加盟を背景にこれらの法令の改正を迫られることになった。

2. 2002年1月1日より施行された「技術輸出入管理条例」では、中国のWTO加盟の要請に応じて過去の技術導入に関する行政法規が廃止された。

旧法と比べ、当該法令は、技術導入の基準、技術導入契約の内容に対する規制を大幅に緩めた。また、当該法令において、導入技術は輸入自由技術、輸入禁止技術及び輸入制限技術の3つに類別され、輸入禁止及び輸入制限技術を除き、基本的に技術導入契約は許可制から登記制に変更した。

さらに、技術契約の無効条項、契約期間、秘密保持期間、権利侵害によるライセンサーの応訴責任等に対する制限や要請が撤廃された。これらの改正は、WTO規則と国際慣例に即した重要かつ合理性を有する改正であるといえる。

新法における「技術導入」の形式にはどのような種類があるか

Q3 過去の日本企業A社と合弁企業C社とのフランチャイズ契約には新たに発布された「技術輸出入管理条例」が適用されますが、当該法規に基づき、中国における技術導入にはどのような形式が含まれているのでしょうか。

A3 「技術輸出入管理条例」第2条により、本条例にいう技術導入とは、中華人民共和国国外から中華人民共和国国内へ貿易、投資、または経済技術協力を通じて技術を移転する行為をいいます。中国における技術導入のほとんどの場合、技術の受領者は中国側の企業であり、技術の供与者は外国側の企業です。技術導入行為のうちには、特許権譲渡、特許出願権譲渡、特許権実施許諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービス及びその他の技術移転が含まれます。

1. 特許権の譲渡 特許権の譲渡とは、特許権、実用新案権及び意匠権の譲渡に係る技術移転をいう。
2. 特許出願権の譲渡 特許出願権の譲渡とは、特許権、実用新案権及び意匠の出願権の譲渡に係る技術移転をいう。
3. 特許権の実施許諾 特許権の実施許諾とは、特許権、実用新案権及び意匠権の実施許諾に係る技術移転をいう。
4. 技術ノウハウの譲渡 技術ノウハウの譲渡とは、未公開で工業所有権としての法的保護を得ていない、ある製品を製造し、またはある製法を応用する技術知識並びに製品設計、生産工程、調製法、品質管理及び経営管理などの技術知識を譲渡する技術移転をいう。
5. 技術サービス 技術サービスとは、供与者がある技術を利用して受領者にサービスまたはコンサルティングを提供し、特定の目標を達成しようとするサービスをいい、受領者が供与者に委託し、または供与者と共同で事業の実行可能な研究または工事設計を行う技術サービス、外国の地質探査チームまたは工事チームを雇って技術サービスを提供させる技術サービス、供与者に委託して企業の技術改造、生産技術若しくは製品設計の改善または品質管理、企業管理についてサービスまたはコンサルティングの提供を受ける技術サービス(外国人を招聘して中国企業で職務につかせる技術サービスを除く)を含む。
6. その他の技術移転 例えば、工業所有権の譲渡若しくは許諾、技術ノウハウ許諾または技術サービスのいずれかの内容を含むプラント設備、生産ライン、メイン設備の輸入契約。

ファーストフードのフランチャイズ契約は具体的にどのような法律上の規制を受けるか

Q4 日本企業A社と合弁企業C社との間で行われる技術導入及び締結するファーストフードのフランチャイズ契約に対しては、具体的にいえばどのような内容の規制が存在しているでしょうか。

A4 過去の「技術輸出入管理条例」、「管理条例施行細則」及び対外貿易法によれば、技術導入に関して規制される主な内容には、①技術導入契約を締結する技術導入企業の資格、②導入技術の基準、③技術導入契約の内容、④技術導入契約の審査許可手続等が含まれていました。「技術輸出入管理条例」は、技術導入の基準、技術導入契約の内容に対する規制を大幅に緩め、かつ基本的に技術導入契約を許可制から登記制に変更しましたが、依然としてある程度の規制が設けられています。技術導入及び技術導入契約に関する現在の中国法上の規制は、大雑把に言えば、次のとおりです。

1. 技術導入契約を締結する技術導入企業の資格

対外貿易法第9条により、技術を導入する場合、技術導入契約は対外技術導入経営権を有する会社または企業により締結されなければならない。即ち、対外技術導入経営権を有しない企業は外国の企業、個人と技術導入契約を直接締結してはならず、技術を導入しようとする場合、対外技術導入経営権を有する会社、企業に委任して対外的に技術導入契約を締結すべきである。実はこの対外技術導入経営権は、対外貿易経営権と同一のものである。中国では対外貿易代理制が採用されているため、貨物だけではなく、技術の輸出入についても、すべて対外貿易経営権のある会社、企業、単位及び個人により契約の締結が行われている。

対外貿易経営権を有する企業が技術導入企業の委任を受けて、技術導入契約の締結について外国企業と交渉するとき、対外貿易経営権を有する企業の同意を経た上で、技術導入企業は契約の交渉に参加することができるが、無断で外国企業と交渉を行い、契約の条項について承諾してはならない。

中国における外商投資企業は自社用の原材料・部品、生産設備を輸入し、または技術を導入することについて自然に対外貿易経営権が与えられているので、合弁企業としてのC社は日本企業A社から技術導入する資格を持っている。

2. 導入技術の基準

過去の「技術導入契約管理条例」第3条においては、導入される技術は、先進的かつ実用的であるとともに、いくつかの基準に適合しなければならないと要請されていた。また、過去の「技術導入作業暫定弁法」第6条により、いくつかの状況に該当する技術は、原則として導入されることはできないとされていた。「技術輸出入管理条例」の実施により、これらの制限が撤廃された。

しかし、ひとくちに技術といっても如何なる技術でも中国への移転を承諾できるわけではなく、「技術輸出入管理条例」第8条により、対外貿易法第16条、第17条のいずれかに該当する技術は、その輸入が禁止または制限される。

対外貿易法第16条に制限される技術は、以下の通りである。

- ①国の安全または社会の公共利益を維持し、保護するために、輸入を制限する必要があるもの
- ②国内の特定の産業を育成し、または育成を速めるために、輸入を制限する必要があるもの
- ③国の国際金融上の地位及び国際収支バランスを保障するために輸入を制限する必要があるもの
- ④中国が締結し、または加入している国際条約、協定の規定に基づき、輸入を制限する必要があるもの

対外貿易法第17条に禁止される技術は、以下の通りである。

- ⑤国の安全及び社会の公共利益に危害のあるもの
- ⑥人の生命または健康を守るため、輸入を禁止しなければならないもの
- ⑦生態環境を破壊するもの

- ⑧中国が締結し、または加入している国際条約、協定の規定に基づき、輸入を禁止する必要があるもの

3. 技術導入契約の内容について

過去の「技術導入契約管理条例実施細則」第7条及び第18条では、技術導入契約の内容と審査基準について、詳細な規定が設けられていたが、「技術輸出入管理条例」の施行により、これらの契約内容の要請や審査基準が撤廃されるようになった。

中国は発展途上国として、外国への技術輸出より外国からの技術導入が多い。先進国企業が自らの技術優位を利用して中国の技術産業に不利益をもたらさないよう、中国の産業に過保護ともいえる程十分な保護を与えるために、中国の法律規定には幾つかの独特な規定がある。過去の「技術導入契約管理条例」第9条により、受領者に不当な制限的要求を9項目にわたって列記し、技術供与者がそれを強要してはならないとされていた。「技術輸出入管理条例」は、不当な制限的要求への禁止条項を若干削除したが、第29条において依然として以下の通り契約における制限的要求に対する禁止が留保されている。

- ①必要でない技術、原材料、製品、設備またはサービスの購入を含む、受領者の技術導入に必要な不可欠でない付加条件を受け入れるよう受領者に要求すること。
 - ②有効期間満了の特許権または無効を宣告された特許権の技術についての報酬の支払いまたは義務を負うよう受領者に要求すること。
 - ③受領者が供与者の提供した技術を改良し、または受領者が改良技術を使用することを制限すること。
 - ④受領者が他の供給源から供与者が提供する技術と類似した技術またはこれと競合する技術を取得することを制限すること。
 - ⑤受領者が原材料、部品、製品または設備を購入するルートまたは供給源を不合理に制限すること。
 - ⑥受領者の生産する製品の数量、品種または販売価格を不合理に制限すること。
 - ⑦受領者が導入した技術を利用して生産する製品の販売経路を不合理に制限すること。
- ただし、供与者がすでに独占的許諾契約または独占的代理契約を締結している国及び地域を除く。

「技術輸出入管理条例」の第29条と旧法の規定との一番大きな相違点は、契約期間満了後、受領者の導入した技術の引き続きの使用を制限することを禁止する規定を削除したということである。即ち、技術導入契約が期間満了後、供与者と受領者が公平合理の原則に従って、技術を引き続き使用することについて協議することができる。この変更によって、技術供与者が契約期間満了後受領者の技術使用を制限することができる。これは、合理性を有する変更と言える。

さらに、過去の「技術導入契約管理条例」第8条は、契約の期間は、受領者が導入技術を習得する期間に対応しなければならず、許可期間の特別の許可を受けなければ、10年を超えることができないと規定していた。「技術輸出入管理条例」はこの規定を削除した。

4. 技術導入契約の許可・登記手続について

過去の「技術導入契約管理条例」に基づき、技術導入契約については、供与者の国別および地域並びに受領者の資金供給源及び返済方法を問わず、すべて「技術導入契約管理条例」及びその施行細則の規定に従って審査許可機関に対し許可手続を申請しなければならず、審査許可を経していない技術導入契約は無効であり、契約の当事者双方にとって法的拘束力がないものとされていた。

旧法と比べた場合の、「技術輸出入管理条例」における最も大きな違いは、技術導入の前面審査許可制を変更し、輸入制限の技術については許可制を取り（「技術輸出入管理条例」第11条）、輸入自由の技術については登記制をとることにしたことである（同法第17条）。

そこで、本件におけるファーストフードの生産経営技術は輸入禁止、輸入制限、輸入自由技術のどれに属するかが問題となる。2001年12月30日に国务院对外貿易経済合作部は、国务院經濟貿易委員会と共同で「輸入禁止輸入制限技術管理弁法」を發布した。当該管理弁法は、「技術輸出入管理条例」と同時に実施された。当該管理弁法に基づき、「中国輸入禁止輸入制限技術リスト」に列記された輸入禁止技術は、輸入してはならず、当該リストに列記された輸入制限技術は、当該弁法に従って輸入許可手続を行わなければならない。国务院对外經濟貿易主管部門は、国务院の関連部門と共に、当該リストを作成し、調整し、かつ公布することとなっている。しかし、「輸入禁止輸入制限技術リスト」はまだ公布されていないのが現状である。

こうした状況で、筆者らは、業務提携関係を有する中国現地法律事務所の弁護士に問い合わせたが、輸入禁止輸入制限技術リストが公布される前に、輸入技術が自由に輸入できる技術に属するかどうかを確認する方法として、以下のような回答を得た。輸入禁止及び輸入制限の技術に関する定義については、對外貿易法において明確に規定されているので、「排除法」によって、自由に輸入できる技術の種類を基本的に明確にすることができるということである。即ち、輸入技術から輸入禁止及び輸入制限の技術に属するものを除いたその他の技術がいずれも自由に輸入できる技術に属すると判断する方法である。現地弁護士は、さらに現地の審査許可機関に問い合わせをしたが、ファーストフードの生産経営技術は輸入自由技術に属することが確認された。即ち、当該ファーストフードの生産経営技術に関するフランチャイズ契約は許可制を取る必要がなく、登記手続を行うだけで済む。輸入制限技術について、「輸入禁止輸入制限技術管理弁法」に基づき、技術輸入経営者の提出した「中国輸入制限技術申請書」を受領した日から30業務日以内に、對外貿易經濟合作部が国家經濟貿易委員会と共同で技術輸入プロジェクトに「貿易審査」と「技術審査」を行い、輸入を許可するか否かを決定する。

上記の管理弁法の第7条に基づき、輸入制限技術の「貿易審査」には、以下の内容が含まれる。

- ①中国の對外貿易政策に合致し、對外經濟技術合作の発展に有利であるかどうか。
- ②中国の對外に同意した義務に合致しているかどうか。

上記の管理弁法の第8条に基づき、輸入制限技術の「技術審査」には、以下の内容が含まれる。

- ①国の安全及び社会の公共利益に危害するかどうか。

- ②人間の生命または健康を危害するかどうか。
- ③生態環境を破壊するかどうか。
- ④国の産業政策及び経済社会戦略に合致し、中国の技術進歩と産業のグレードアップに有利であり、中国経済技術権益の擁護に有利であるかどうか。

輸入制限に属する技術を輸入する場合、以下の通り許可手続を行う。

- ①国務院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出し、かつ関係文書を添付する(技術導入プロジェクトは関係部門の許可を得る必要がある場合、関係部門の許可文書を提出する)。
- ②国務院外経貿主管部門は国務院の関係部門と共同で当該申請について審査を行い、かつ当該申請の受領日より30業務日以内に許可するかどうかの決定を下す。
- ③技術輸入申請が許可を得た後、国務院外経貿主管部門が技術輸入許可意向書を発行する。
- ④輸入経営者は技術輸入許可意向書を取得した後、外国企業と技術輸入契約を締結する。
- ⑤輸入経営者は技術輸入契約を締結した後、国務院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本及び関係文書を提出し、技術輸入許可証を申請する。
- ⑥国務院外経貿主管部門は技術輸入契約の真実性について審査を行い、かつ前項に定める文書の受領日より10業務日以内に、当該技術輸入を許可するかどうかの決定を下す。
- ⑦技術輸入が許可を経た場合、国務院外経貿主管部門は技術輸入許可証を発行する。技術輸入契約は技術輸入許可証の発行日より発効する。
- ⑧申請者は国務院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出する際に、すでに締結した技術輸入契約の副本を合わせて提出することができる。この場合、国務院外経貿主管部門は文書の受領日より40業務日以内に技術輸入を許可するかどうかの決定を下す。

輸入自由に属する技術を輸入する場合、以下の通り契約登記手続を行う。

- ①申請者は、技術輸入契約登記申請書、技術輸入契約副本、契約締結当事者双方の法的地位の証明文書を国務院外経貿主管部門に提出し、登記手続を処理する。
国務院外経貿主管部門は、文書の受領日より3業務日以内に、技術輸入契約に関する登記を行い、技術輸入契約に関する登記を行い、技術輸入契約登記証を発行する。

登記制においては、許可制と異なって、契約は法に基づき成立する際に発効し、登記を契約の発効条件とするものではない。

輸入制限技術の範囲は狭く、輸入自由技術の範囲は広い。それ故、中国における技術導入は徐々に行政許可制が取り消され、登記制へ移行していく過程にあると理解してもよい。しかし、「技術輸出入管理条例」の実施細則が公布される前に、登記制をどのようにとらえるかはこれからの課題である。商標使用許諾契約の届出について、商標局が法的要件に合致しない契約の届出を拒否することにより商標使用許諾契約に対しある程度の審査権を行使するのと同様に、輸入自由技術の登記制において「技術輸出入管理条例」に従ってすでに発効した輸入自由の技術輸入

契約について、主管機関は法律に抵触すると考え、登記を拒否することによりある程度の実質的に審査権を行使しうるかどうかは不明である。

この問題について、筆者らは、中国現地弁護士を通して、審査許可機関に問い合わせをした。画、審査許可機関の関係官僚は、自由輸入技術の登記手続を行う場合、自由輸入技術に対する審査の厳格さ及び方式について、明確に説明しなかった。しかし、現行の「技術輸出入管理条例」に基づき、輸入自由技術を審査するその方式が従来と比較して大きく変わることはないだろうが、比較的緩和されるだろうと説明した。すなわち、技術導入契約において、「技術輸出入管理条例」の規定に違反する条項を設ければ、登記担当の官僚がこれによって当該登記を拒否する可能性があると考えられる。したがって、輸入自由技術の登記手続の実際的運営は、将来公布される対外貿易経済合作部の実施細則における解釈を待つしかない。

また、「技術輸出入管理条例」第22条により、外商投資企業を設立し、外国側当事者が技術を以って投資する場合、当該技術の輸入については、外商投資企業の設立許可の手続に基づき審査または登記を行わなければならない。

法改正により、過去の「技術導入及び設備輸入契約登録発効証書」の代わりに、申請者は、技術輸入許可証または技術輸入契約登記証に基づき、外国委為替、銀行、税務及び税関等の関係手続を行う。技術輸入許可証または登記証を提示することができない場合には、銀行、税関、税務機関等に取扱いを拒否されることになる。

「技術輸出入管理条例」は、輸入禁止技術の輸入または許可を得ない輸入制限技術の輸入に対する罰則を規定した。即ち、輸出入を禁止する技術を輸入する場合、もしくは許可を得ずに無断で輸出入の制限に属する技術を輸入する場合、密輸入罪、不法経営罪、国家秘密漏洩罪またはこのほかの罪に関する刑法の規定に基づいて、法により刑事責任が追及される。刑事罰に及ばない場合では、事情により、税関法の関連規定に従って処罰するか、または国务院外経貿主管部門が警告を与え、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を科すものとする。国务院外経貿主管部門はなおその対外貿易経営許可を取り消すことができる。